

再 評 価 調 書

			調 書 作 成 年 月 日		令和 8 年 7 月 21 日																																			
			事 業 担 当 課		河 川 課																																			
事 業 名	広域基幹 たじりがわ 田尻川河川改修事業		補助・交付金・単独 の別	補助	事業主体	宮 城 県																																		
施行地名	おおさきし みさとまち 大崎市・美里町、 わくやちよう 涌谷町			【位置図後掲】	管理主体	宮 城 県																																		
根拠法令	河川法第 60 条第 2 項																																							
事業 の 概 要	事業目的																																							
	田尻川の河川改修は、本川の河道改修とともに上流部の化女沼ダムにより山地からの流出および下流部江合川本川の水位上昇による背水不良等を解消し、沿川の氾濫を防止するものである。また、支川である佐賀川・百々川・美女川についても、支川流域内の流出量进行处理し、田尻川本川の背水の影響を解消して、沿川の氾濫を防止するものである。																																							
	事業内容																																							
	<table><tr><td>事業着手時 (昭和 43 年度)</td><td colspan="5">河川改修延長 L = 30,699m 築堤、掘削、護岸、樋門、樋管、床止工、道路橋、サイフォン、揚水機場</td></tr><tr><td>再々評価時 (平成 20 年度)</td><td colspan="5">河川改修延長 L = 30,699m 築堤 909,000m3、掘削 938,000m3、護岸 400,000m2、樋門一式、樋管一式、床止工 3 基、道路橋 59 橋、サイフォン 7 基、揚水機場 4 基</td></tr><tr><td>再々評価時 (令和 8 年度)</td><td colspan="5">同上</td></tr></table>						事業着手時 (昭和 43 年度)	河川改修延長 L = 30,699m 築堤、掘削、護岸、樋門、樋管、床止工、道路橋、サイフォン、揚水機場					再々評価時 (平成 20 年度)	河川改修延長 L = 30,699m 築堤 909,000m3、掘削 938,000m3、護岸 400,000m2、樋門一式、樋管一式、床止工 3 基、道路橋 59 橋、サイフォン 7 基、揚水機場 4 基					再々評価時 (令和 8 年度)	同上																				
事業着手時 (昭和 43 年度)	河川改修延長 L = 30,699m 築堤、掘削、護岸、樋門、樋管、床止工、道路橋、サイフォン、揚水機場																																							
再々評価時 (平成 20 年度)	河川改修延長 L = 30,699m 築堤 909,000m3、掘削 938,000m3、護岸 400,000m2、樋門一式、樋管一式、床止工 3 基、道路橋 59 橋、サイフォン 7 基、揚水機場 4 基																																							
再々評価時 (令和 8 年度)	同上																																							
【事業内容の変更状況とその要因】 ・変更なし																																								
概 要	事業費																																							
	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">全体事業費</th><th colspan="4">費用負担内訳</th></tr><tr><th></th><th>内用地費</th><th>国 [50 %]</th><th>県 [50 %]</th><th>市町村 [－ %]</th><th>その他 [－ %]</th></tr><tr><td>事業着手時 (昭和 43 年度)</td><td>230.4 億円</td><td>38.2 億円</td><td>115.2 億円</td><td>115.2 億円</td><td>－ 億円</td><td>－ 億円</td></tr><tr><td>再々評価時 (平成 20 年度)</td><td>230.4 億円</td><td>38.2 億円</td><td>115.2 億円</td><td>115.2 億円</td><td>－ 億円</td><td>－ 億円</td></tr><tr><td>再々評価時 (令和 8 年度)</td><td>287.4 億円</td><td>38.2 億円</td><td>143.7 億円</td><td>143.7 億円</td><td>－ 億円</td><td>－ 億円</td></tr></table>							全体事業費		費用負担内訳					内用地費	国 [50 %]	県 [50 %]	市町村 [－ %]	その他 [－ %]	事業着手時 (昭和 43 年度)	230.4 億円	38.2 億円	115.2 億円	115.2 億円	－ 億円	－ 億円	再々評価時 (平成 20 年度)	230.4 億円	38.2 億円	115.2 億円	115.2 億円	－ 億円	－ 億円	再々評価時 (令和 8 年度)	287.4 億円	38.2 億円	143.7 億円	143.7 億円	－ 億円	－ 億円
		全体事業費		費用負担内訳																																				
			内用地費	国 [50 %]	県 [50 %]	市町村 [－ %]	その他 [－ %]																																	
	事業着手時 (昭和 43 年度)	230.4 億円	38.2 億円	115.2 億円	115.2 億円	－ 億円	－ 億円																																	
再々評価時 (平成 20 年度)	230.4 億円	38.2 億円	115.2 億円	115.2 億円	－ 億円	－ 億円																																		
再々評価時 (令和 8 年度)	287.4 億円	38.2 億円	143.7 億円	143.7 億円	－ 億円	－ 億円																																		
※事業費増加度（重点評価実施基準 指標 4） ＝（再評価時事業費－事業着手時事業費）／事業着手時事業費 ＝（287.4 － 230.4 ）／ 230.4 ＝ 24.7%																																								
【事業費の変更状況とその要因】 ・労務・物価上昇等に伴う増額。 ・働き方改革に掛かる諸経費率上昇等に伴う増額。																																								

	再評価時 (平成 10 年度)		再々評価時 (平成 20 年度)		再々評価時 (令和 8 年度)		増減 (平成 20 年度比)		変更の主な理由
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
本工事費		79.0% 182.0 億円		79.0% 182.0 億円		80.4% 231.1 億円	-	86.1% +49.1 億円	労務・物価の上昇等
築堤・掘削・ 護岸工	L= 30,699m	127.3 億円	L= 30,699m	127.3 億円	L= 30,699 m	161.5 億円	-	+34.2 億円	労務・物価の上昇等
その他	一式	54.7 億円	一式	54.7 億円	一式	69.6 億円	-	+14.9 億円	労務・物価の上昇等
測量及び試験費	一式	2.7% 6.3 億円	一式	2.7% 6.3 億円	一式	2.8% 7.9 億円	-	2.8% +1.6 億円	労務・物価の上昇等
用地費及び補償費	一式	13.3 % 30.6 億円	一式	13.3% 30.6 億円	一式	10.6% 30.6 億円	-	0% 0 億円	
その他工事費等	一式	5.0% 11.5 億円	一式	5.0 % 11.5 億円	一式	6.2% 17.8 億円	-	11.1% +6.3 億円	労務・物価の上昇等
合計	一式	100 % 230.4 億円	一式	100 % 230.4 億円	一式	100 % 287.4 億円	-	100% +57.0 億円	労務・物価の上昇等

事業の進捗状況	規則第24条第1号関係	
---------	-------------	--

事業着手時 (昭和 43 年度)		再々評価時 (平成 20 年度)		再々評価時 (令和 8 年度)	
事業採択年度	S. 43 年度	事業採択年度	S. 43 年度	事業採択年度	S. 43 年度
用地買収着手年度	S. 43 年度	用地買収着手年度	S. 43 年度	用地買収着手年度	S. 43 年度
工事着手年度	S. 43 年度	工事着手年度	S. 43 年度	工事着手年度	S. 43 年度
		計画変更実施年度	—	計画変更実施年度	—
完成予定年度	H. 40 年度	完成予定年度	H. 50 (R20) 年度	完成予定年度	H. 70 (R40) 年度

- ### ○進捗率

令和7年度までの ※ () : 前回再評価時			
事業費	進捗率	内用地費	進捗率
(87.8)	(38.1)	(11.6)	(37.9)
108.0 億円	37.6%	13.7 億円	44.8%

※事業工程乖離度(重点評価基準指標 2)
 = (累加投資事業費／現全体事業費) - (累加年単純割額／現全体事業費)
 = (108.0 / 287.4) - (183.2 / 287.4)
 = (37.6) % - (63.7) % = ▲26.2%

- ・令和 3 年度の佐賀川水門の完成により佐賀川上流部の河川改修を実施している。また令和 3 年度から令和 7 年度までは、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策予算を活用し事業推進に努めている。
- ・令和 8 年度からは実施中期計画に基づき事業推進に努めている。

激甚化する風水害等への対策として、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年に、重点的・集中的に対策を講じていく予算である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・今後も計画的に事業を進めるために、これまでの進捗状況を鑑みて「年間投資額の見直し」を実施したこと、また、未買収用地の取得に向けた交渉に時間を要していることから、事業期間を令和 40 年まで延伸する。 <p>【今後の進捗の見込み（事業スケジュール表後掲）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田尻川においては、これまでの河川整備により 20 年に 1 回程度起こると予想される洪水規模の治水安全度は確保されており、今後は、支川である佐賀川及び百々川について概ね 10 年に 1 回程度起こると予想される洪水規模の治水安全度が確保されるよう河川改修を進めていく。 |
|---|

施設管理の予定・管理状況	
--------------	--

- ・河川維持管理計画（案）（令和２年９月）を策定し、管理区間を重要度により４区分に分け、a 区間が月１回、b 区間が年４回、c 区間が年２回、c2 区間が必要時にパトロールを実施し、必要に応じ支障木伐採、堆積土砂撤去等の維持管理を実施している。各河川は以下管理区間のとおりパトロール及び維持管理作業を行っている。

河 川		管理延長 (km)	区分別延長(km)			
No	名称		a 区間	b 区間	c1 区間	c2 区間
71	田尻川	24.1		20.6	3.5	
72	美女川	4.5		4.5		
73	百々川	3.0		2.4	0.6	
74	中雨生沢川	1.4		1.4		
127	佐賀川	1.5		1.5		

	上位計画等	
--	-------	--

- ・宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）【宮城県土木部】（令和7年3月改訂）
- ・一級河川北上川水系江合川（1）圏域河川整備計画（平成21年10月）
- ・見える川づくり計画（2021）（令和5年3月）
- ・北上川水系河川整備基本方針：国土交通省 水管理・国土保全局（令和8年3月19日変更）

事業を巡る社会経済情勢等	規則第24条2号関係	
--------------	------------	--

○社会經濟情勢

1) 社会背景
・上述のとおり、吉川である佐賀川・百々川を中心とした改修を推進し、沿川で実施されている

- ・上述のとおり、支川である佐賀川・百々川を中心とした改修を推進し、枯川で実施されている県道改良事業と連携した河川改修を実施する。
- ・気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、総合的な対策を行っている。

2) 河土の洪水定礎

- ・過去の浸水被害としては、平成 14 年 7 月の台風 6 号では、浸水家屋 74 戸、浸水面積 683ha の被害があり、その他昭和 55 年、昭和 56 年 8 月、昭和 61 年 8 月、平成 2 年、平成 10 年 8 月など、これまで度重なる浸水被害が発生している。
 - ・前回再評価（H20）以降、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風、令和 4 年 7 月洪水など、沿川で度々浸水被害が発生している。

表 水害実績（水害統計より作成）

性

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)	
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家		
田尻川	S41	9.25 ~ 9.26		0.02	145.00	940.00	1085.00						94,988	
	S44	7.27 ~ 8.12	内			272.00	272.00						8,704	
	S44	8.20 ~ 8.25	内			8.00	8.00						351	
	S55	8.14 ~ 9.5	内、破			78.50	78.50						67,259	
	S61	8.2 ~ 8.10	内、有、無			47.00	47.02	1		1			26,555	
	H2	4.19 ~ 4.24	内			25.00	25.00						4,000	
	H2	6.2 ~ 7.22	内			18.00	18.00						2,880	
	H2	9.11 ~ 9.20	有			10.00	10.00						1,600	
	H10	8.25 ~ 8.31	内			44.00	44.00						3,137	
	H14	7.8 ~ 7.12	内、無		1.50	597.06	598.55	47	2	42	2	4	156,754	
	H27	9.6 ~ 9.27	内、有		2.99	204.00	206.99	8		5	3	3	57,368	
	R1	10.11 ~ 10.15	内、無		180.86	2189.05	2369.91	28	7	15	7	63	12	338,981
	R4	7.7 ~ 7.21	内、無		10.50	340.85	351.35							94,394

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
佐賀川	S61	8.2 ~ 8.10	内	0.20		0.20	11		11				1,717
	H21	10.5 ~ 10.9	内	0.031		0.031	2		2				2,125

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
百々川	S44	7.27 ~ 8.12	内		50.00	50.00							1,600
	S55	6.1 ~ 8.6	内		50.00	50.00							46,500
	S56	6.22 ~ 7.16	内		30.00	30.00							10,459
	S56	9.23 ~ 9.28	内		30.00	30.00							10,459
	S61	8.2 ~ 8.10	内	0.25	120.00	120.25	14		14				81,371
	H27	9.6 ~ 9.27	無	1.30	69.00	70.30	2	10	12			12	78,504
	R4	7.7 ~ 7.21	内	0.42	59.52	59.94							16,051

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
美女川	S41	9.25 ~ 9.26		1.00	505.00	506.00							25,250
	S44	7.27 ~ 8.12	内		470.00	470.00							15,040
	S56	9.23 ~ 9.28	内		72.00	72.00							25,101
	S61	8.2 ~ 8.10	有		230.00	230.00							150,282
	H14	7.8 ~ 7.12	内、無	1.20	68.20	69.40	5		4	1	2		8,439
	H18	10.4 ~ 10.9	内		14.00	14.00							167
	H27	9.6 ~ 9.27	有、無	0.70	68.00	68.70	2		2	1	1		23,266
	R1	10.11 ~ 10.15	内、有	14.97	886.56	901.53	1	1	6	1	2		160,316
	R4	7.7 ~ 7.21	内、有	5.19	314.48	319.66	3		3				90,939

河川名	洪水年	月・日	水害 原因	水害区域面積 (ha)			被害家屋 (棟)		被災 世帯数	被災数			一般被害 (千円)
				宅地	農地	小計	床下	床上		事業所	従業者	農漁家	
中雨生沢川	S55	8.14 ~ 9.5	内		10.50	10.50							4,695
	H14	7.8 ~ 7.12	内	3.00	11.80	14.80		20	20				74,301
	H27	9.6 ~ 9.27	破	25.00	58.00	83.00	3	6	8	1	1	8	59,731
	R4	7.7 ~ 7.21	無		3.54	3.54							1,330

※水害原因 内:内水 有:有堤部越水 土:土石流 破:破堤 急:急傾斜池崩壊 洗失:洗掘・流失 他:その他(堤外地浸水等)

3) 洪水発生時の主な影響

- ・洪水氾濫により県道や市道等が冠水し通行止めとなる等、交通途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害が発生している。また、沿川の集落や農業施設が冠水するなど、社会経済状況に大きな影響を及ぼした。

○地元情勢、地元の意見

- ・田尻川総合改修促進期成同盟会
- ・平成 15 年 4 月よりアドプト制度「みやぎスマイルリバー・プログラム」を展開しており、田尻川本川において 1 団体（平成 16 年 3 月）がスマイルサポーターとして登録し、田尻水辺ふれあい公園付近の除草・清掃活動を行い、河川管理に参画している。
- ・引き続き支川である佐賀川・百々川流域の浸水被害防止のため、早急な河川改修を強く要望されている。
- ・過去の浸水被害は、上記のとおりであることから、地元での河川改修事業促進の声は極めて高い状況にあり、地元役場から毎年のように陳情が来ている。
- ・度重なる洪水被害を経験しており、住民の防災意識は高く、大崎市においては令和 3 年度に、美里町においては令和 4 年度に、涌谷町においては令和 6 年度にハザードマップを作成している。

※ハザードマップ：河川の氾濫等の浸水情報及び避難に関する情報を分かりやすく提供するため、市町村が作成し公表している住民避難用の地図。堤防が決壊した場合に予想される「浸水区域」や「浸水深」、危険が迫った場合の「避難所」などが示されている。

事業の有効性	事業効果	
	○効果の発現状況 - 田尻川本川については、唐崎水門から化女沼ダム放水路合流点までの間が概成している。なお、中雨生沢川、八反田放水路については未着手となっている。 - 平成9年度から、新たに佐賀川・百々川・美女川（水門）を区域延伸し、現在事業を実施中である。このうち、佐賀川については、令和3年度に水門を供用開始し、現在上流部の河川改修に向け用地測量が実施されている。また、百々川については築堤が概成し、今後河道掘削等を予定している。なお、美女川については未着手となっている。 ○想定される事業効果 - 事業完了により、治水安全度は田尻川本川で1/50、支川の百々川・佐賀川では1/10が確保される。 - 浸水被害の軽減により、交通途絶等の被害抑制に寄与するなど、交通インフラやライフライン確保の効果は大きい。 ※治水安全度：確率統計学的に求められた概ね何年かに1回発生する規模の降雨による洪水が、氾濫しないように定めた河川改修の安全度。（治水安全度1/50：概ね50年に1回降る確率の雨に対して定めた河川改修の安全度。）	
	関連事業の概要・進捗状況等 なし	
	代替案との比較検討	規則第24条第3号関係
事業の効率性	①田尻川本川 - 上流部については、山地流出水を江合川まで流下させることは、用地買収費の増大及び改修の経済性を考慮しても不利となるため、化女沼ダムに導水して洪水調節し、ダム導水路下流側及び中雨生沢川の流出分は、八反田放水路にて直接江合川に放水する。 - 下流部については、直轄施行の唐崎水門と築堤嵩上げによるセミバック堤として、江合川の背水に対処する。 ②佐賀川及び百々川 - バック堤方式とした場合は、田尻川の背水対策には対処できるが、堤防高が約2.5m程度高くなり、用地潰地の拡大、内水による湛水被害の助長、2次内水ポンプの設置、橋梁改築にあたっては取付道路の現道へのすり付け延長の増大等、被害軽減を図るための改修方式とは言い難い。このことから、流域の流出水を容易に受け入れることが可能で、田尻川からの背水に対処できるように田尻川合流点に水門を設置する自己流堤方式を採用している。 ①・②について、現在の計画が最適であり、代替案はない。	
	コスト削減計画	規則第24条第4号関係
	築堤材に使用する土については、現場内発生土を転用し、現場発生土については他事業へ流用することで土砂の有効利用に努めている。	

事業の効率性

費用対効果

規則第 24 条第 5 号関係

根拠マニュアル：治水経済調査マニュアル(案)

(令和 7 年度 7 月版 国土交通省水管理・国土保全局)

社会的割引率：4%

便益算定期間：50 年

区分		事業着手時 基準年 (昭和 43 年度)	事業着手時 基準年 (平成 10 年度)	再評価時 基準年 (平成 15 年度)
費用項目	事業費		-	23,040 百万円
	維持管理費		-	8,651 百万円
	費用の合計		-	31,691 百万円
	総費用 (C)		1,179 百万円	29,636 百万円
便益項目	便益の合計		-	153,603 百万円
	総便益 (B)		1,224 百万円	58,765 百万円
費用便益比 (B/C)			1.0	1.983

区分		再々評価時 基準年 (平成 20 年度)	再々評価時 基準年 (令和 8 年度)
費用項目	事業費	23,040 百万円	28,740 百万円
	維持管理費	9,043 百万円	12,272 百万円
	費用の合計	32,083 百万円	41,012 百万円
	総費用 (C)	31,860 百万円	94,779 百万円
便益項目	便益の合計	119,900 百万円	567,307 百万円
	総便益 (B)	47,630 百万円	328,628 百万円
費用便益比 (B/C)		1.495	3.467

※事業着手時における費用便益比は算定していない。

※表示桁数の関係で計算値が一致しないことがある。

※費用項目については、消費税を控除した金額である。

※平成 10 年度に実施した再評価は、現在の様式と記載項目が異なり、詳細な項目を記載していない。

費用便益比算定条件

基準年次：令和 8 年度

完成年次：令和 40 年度

評価対象期間：施設完成後 50 年間

社会的割引率：4%

便益の算定

被害防止便益

費用の算定

事業費

維持管理費

(事業費の 0.5%/年)

現在価値化

便益の現在価値 (B)

費用の現在価値 (C)

社会的割引率

費用便益比 (B/C)

デフレーター

【事業効果算出方法】

- ・治水施設の整備及び維持管理に要する総費用と、治水施設整備によってもたらされる総便益（被害軽減）を、社会的割引率及びデフレーターを用いて現在価値化して比較する。

現在価値化：費用便益分析では、便益や費用を現在の価値として統一的に評価するために、将来または過去における金銭の価値を現在の価値に換算する必要がある。

社会的割引率：費用便益分析において、将来の便益や費用を現在の価値として統一的に評価（現在価値化）する際に割り引くための比率である。国土交通省所管公共事業の費用便益分析で適用される社会的割引率は全て4%とされており、4%と設定している。

デフレーター：名目価格から実質価格を算出するために用いられる価格指数。

【事業の費用（C）】

- (1) 事業費・維持管理費はデフレーターによる補正及び社会的割引率4%を用いて現在価値化し、費用を算定する。
- (2) 維持管理費は事業費の0.5%/年とし、評価対象期間内（施設の完成後50年間）での維持管理費を対象としている。

費用の合計 41,012 百万円 → 総費用（現在価値化） 94,779 百万円

【事業の便益（B）】

- (1) 事業の便益（効果）は、河川改修によって軽減される被害額（=被害防止効果）を算出する。
- (2) 洪水は自然現象であるため、既往最大の洪水に対する経済的な分析を行うだけでは不十分であり、他の河川との比較や目標整備水準に対する妥当性に対する経済的な評価を行うため、対象とする洪水の規模をその生起確率から設定する。
- (3) 計画規模を含むいくつかの確率年を設定し、治水施設の整備によって防止し得る被害額を便益とする。このとき被害額は一般資産、農作物、公共土木施設等、農地・農業用施設に区分して算出する。
- (4) 確率年別に求めた被害額に流量規模に応じた洪水の生起確率を乗じて求めた確率年別年平均被害額を累計し年平均被害軽減期待額を算定する。年平均被害軽減期待額は、整備期間中は事業費に応じて補正している。

被害額

区分	概要	算定方法
一般資産	家屋 家庭用品 事業所の資産等	各資産額×浸水深に応じた被害率
農作物	浸水による農作物	農作物資産額×浸水深に応じた被害率
公共土木施設等	公共土木施設（道路・橋梁等） 公益事業施設（鉄道・電力施設等）	一般資産被害額×74.2%
農地・農業施設	農地や農業用施設	水田・畑面積×1,539円/m ²
間接被害	営業停止損失 応急対策費用 水害廃棄物処理費用等	

便益の合計 567,307 百万円 → 総便益（現在価値化） 328,628 百万円

○年平均被害軽減期待額（単位：百万円）

年平均被害軽減期待額 6,643 百万円

（後掲参考資料4、費用対効果分析算定結果参照）

流量規模	年平均超過確率	被害額（百万円）			区間平均被害額	区間確率	年平均被害軽減額 （百万円） ④×⑤	年平均被害額の累計 =年平均被害軽減期待額 （百万円）
		事業を実施しない場合 ①	事業を実施した場合 ②	被害軽減額 ③=①-②				
1/1	0.9901	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
1/3	0.3333	4,218.7	0.0	4,218.7	2,109.3	0.6568	1,385.3	1,385.3
1/5	0.2000	10,560.6	0.0	10,560.6	7,389.6	0.1333	985.3	2,370.6
1/10	0.1000	20,786.9	0.0	20,786.9	15,673.7	0.1000	1,567.4	3,938.0
1/30	0.0333	45,574.1	3,328.2	42,245.9	31,516.4	0.0667	2,101.1	6,039.1
1/50	0.0200	52,703.4	4,350.8	48,352.6	45,299.3	0.0133	604.0	6,643.1

	【算定していない便益等】 ・洪水氾濫による直接的、間接的な被害のうち、現段階で経済的に評価可能な被害の防止効果を便益として評価しており、算定していない被害防止便益が多く存在するため、算定している以上の便益があると考えられる。 ・算定していない主な被害防止便益は、交通遮断による波及被害、家庭における平時の活動阻害、被災事業所の営業停止による周辺事業所への波及被害、リスクプレミアム、高度化便益などがある。 リスクプレミアム：被災可能性に対する不安を貨幣換算したもの 高度化便益：治水安全度の向上による地価の上昇等 【前回再評価時との違いの要因】 ・治水経済調査マニュアル改定に伴う被害額算定方法の変更、各種資産評価単価及びデフレーター の改定等による。																									
環境への影響と対策	地域指定状況等 ・なし																									
	影響と対策 ・河川の流速が遅いため、構造物周り以外は基本的に張芝とする。現況が張りブロックとなっており、水際が単調になっているため、改修にあたっては、平水位付近の侵食防止、水生生物の生息空間の確保及び水際の創出を目的とした捨石等を平水位以下に置く。																									
再評価部会意見への対応状況	再評価実施状況																									
	<table><tr><td colspan="2">再評価実施年度</td><td>平成 10 年度</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">答申</td><td>答申</td><td colspan="2">継続妥当</td></tr><tr><td>条件</td><td colspan="2">なし</td></tr><tr><td>別紙意見</td><td colspan="2">1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・八反田放水路については、今後河川整備計画策定時において、地元と十分協議し、その合意に基づいて進めること。 2. 今後の事業実施に関する意見 ・なし</td></tr><tr><td rowspan="3">評価結果</td><td>評価結果</td><td colspan="2">事業継続</td></tr><tr><td>対応方針</td><td colspan="2">なし</td></tr><tr><td>別紙意見に対する対応方針</td><td colspan="2">1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし</td></tr></table>			再評価実施年度		平成 10 年度		答申	答申	継続妥当		条件	なし		別紙意見	1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・八反田放水路については、今後河川整備計画策定時において、地元と十分協議し、その合意に基づいて進めること。 2. 今後の事業実施に関する意見 ・なし		評価結果	評価結果	事業継続		対応方針	なし		別紙意見に対する対応方針	1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし
再評価実施年度		平成 10 年度																								
答申	答申	継続妥当																								
	条件	なし																								
	別紙意見	1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・八反田放水路については、今後河川整備計画策定時において、地元と十分協議し、その合意に基づいて進めること。 2. 今後の事業実施に関する意見 ・なし																								
評価結果	評価結果	事業継続																								
	対応方針	なし																								
	別紙意見に対する対応方針	1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし																								

	再評価実施年度		平成 15 年度	
	答申	答申	継続妥当	
		条件	なし	
		別紙意見	1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見 ・河川事業の再評価については、事業区間の広域化及び事業期間の長期化に伴い、事業効果がわかりにくくなっていることから、適切な事業単位とすることを検討するとともに、現在 5 年毎の再評価の期間を適切な期間とするよう検討すること。	
	評価結果	評価結果	事業継続	
		対応方針	なし	
		別紙意見に対する対応方針	1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・河川事業の再評価については、再評価の対象となる事業単位を現在策定中の河川整備計画(県内各河川毎に作成される今後 30 年程度の整備内容を定めた計画)と同じくすることや、5 年ごとの再評価の期間の見直しを国と協議しながら検討していく。	
	再評価実施年度		平成 20 年度	
	答申	答申	継続妥当	
		条件	なし	
		別紙意見	1. 審議対象事業の実施に対する意見 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見 ・事業区域の広域化や事業期間の長期化に伴い、事業効果が分かりにくくなっていることから、再評価調書の短期的事業計画調書には「今後 10 年間の整備方針及び事業計画」を、可能な限り具体的に記載すること。 ・休止している事業については、事業進捗状況との関連など、各事業に即した形で分かりやすく再評価調書に記載すること。 3. 今後の公共事業再評価の実施に関する意見 ・再々評価事業については、前回評価時からの事業進捗が分かるように、前回の進捗率を再評価調書に記載すること。 ・事業計画に大きな変更があった場合には、変更に至るまでの決定プロセスなど県民が分かりやすい変更理由の記載に努めること。	
	評価結果	評価結果	事業継続	
		対応方針	なし	
		別紙意見に対する対応方針	1. 審議対象事業の実施に対する意見への対応方針 ・なし 2. 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・再評価調書の短期的事業計画調書には、「今後 10 年間の整備方針及び事業計画」を可能な限り具体的に記載することとする。また、休止している事業については事業進捗状況との関連など、各事業に即した形で分かりやすく再評価調書に記載することとする。 3. 今後の公共事業再評価の実施に関する意見への対応方針 ・再々評価事業については、前回再評価時からの事業進捗を分かりやすくするため、再評価調書の様式を変更し、前回の進捗率を記載することとする。再評価対象事業の事業計画に大幅な変更があった場合には、変更要因や変更に至るまでの決定経緯などを再評価調書に県民に分かりやすく記載することとする。	

総合評価	現在の対応状況	・5年毎の再評価の期間について、事業実施河川については、現期間での再評価を実施する必要があると思われる。休止河川の期間延長について国と調整を図っているが、国の事業評価方針として事業箇所は原則5年毎での評価を実施する仕組みであるとの回答で、期間の延長に至っていない。また、事業区間については、河川事業の特性から一連区間の整備により効果を発現する事業であり、細分して工区設定を行う事は、事業の特性と乖離することになり、現段階では困難であり、河川毎の全体計画区間としている。 ・「今後10年間の整備方針及び事業計画」については、参考資料3に記載。 ・前回再評価時からの事業進捗を分かりやすくするため、再評価調書に前回の進捗率を記載している。
	対応方針（案）	事業継続

事業スケジュール表

田尻川	S43	～	H10	～	H15	～	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
本川・支川 調査・設計																								
用地・補償																								
本工事 (築堤・護岸)																								
その他 (橋梁・樋管)																								
休止期間																								

田尻川	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
本川・支川 調査・設計																								
用地・補償																								
本工事 (築堤・護岸)																								
その他 (橋梁・樋管)																								
休止期間																								

田尻川	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R40
本川・支川 調査・設計									
用地・補償									
本工事 (築堤・護岸)									
その他 (橋梁・樋管)									
休止期間									

前回(平成20年度)
今回(令和8年度)

<位置図>

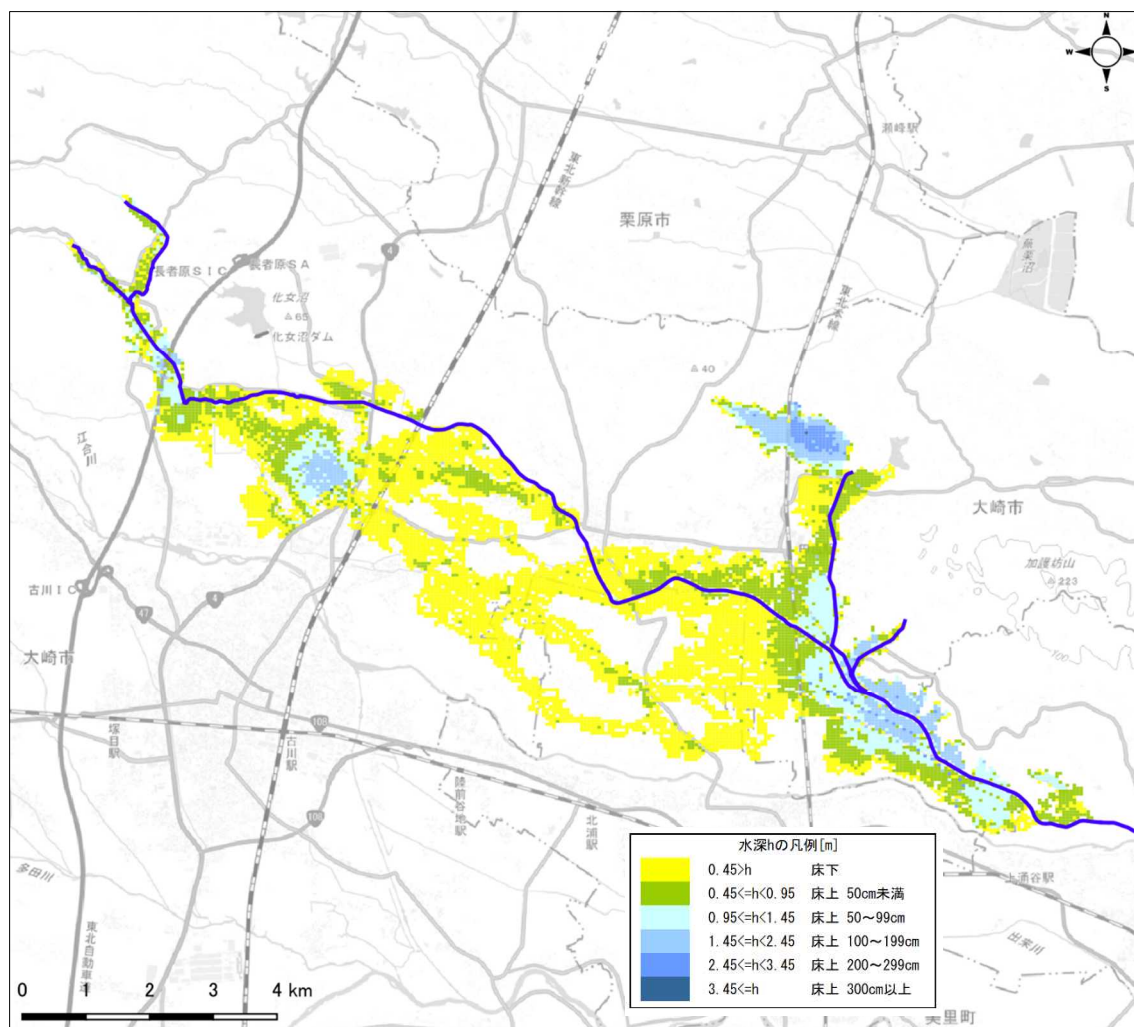
位



<氾濫区域図（確率年 1/50）>

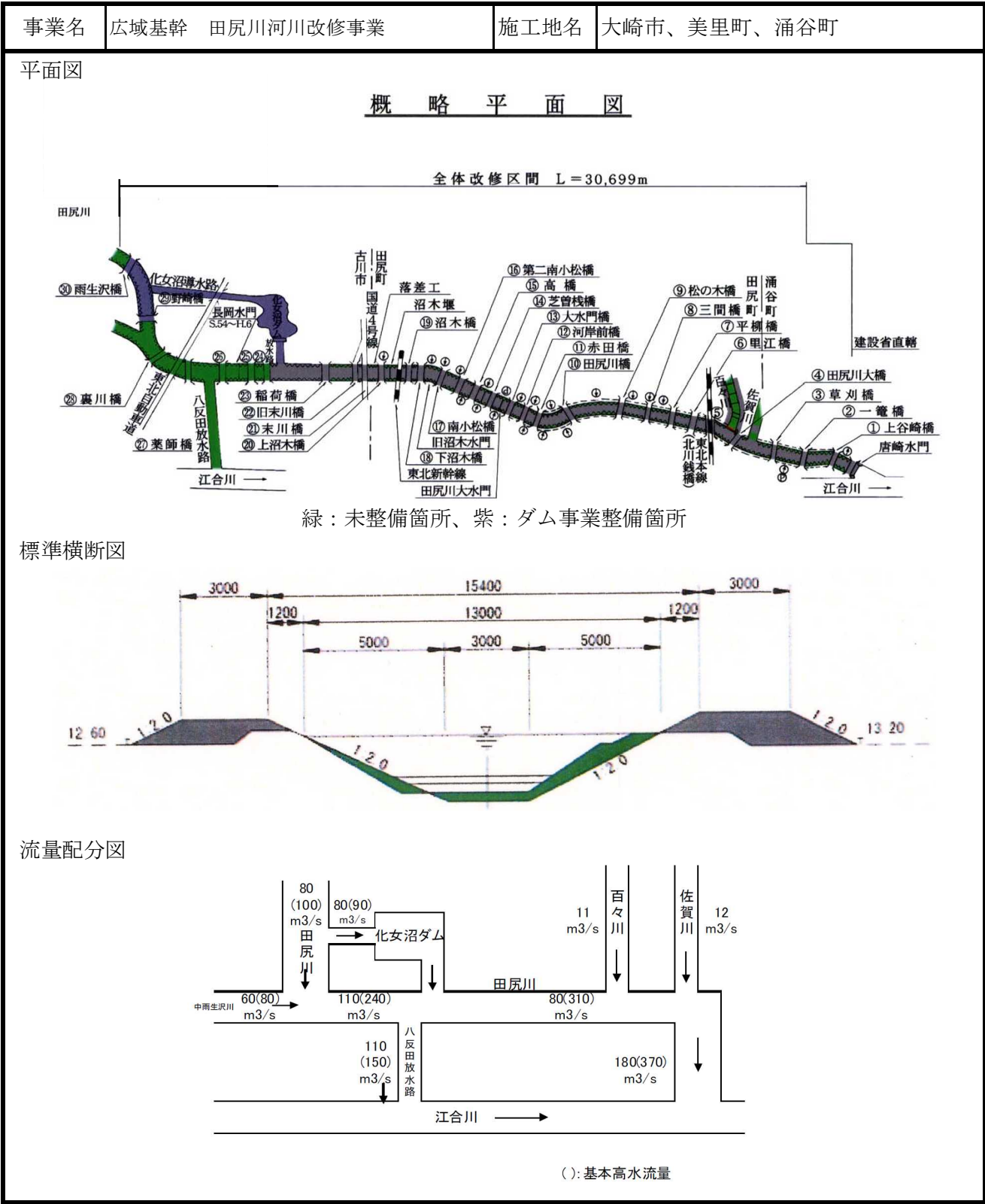
置

図



(参考資料1)

事業概要図



(参考資料2)

事業施工状況等

事業名	広域基幹 田尻川河川改修事業	施工地名	大崎市、美里町、涌谷町
施工状況			
田尻川 		田尻川 	
上流部未施工箇所		中流部完成済み箇所	
			
令和3年度佐賀川水門完成			

(参考資料3)

短期的事業計画調書

事業名	広域基幹 田尻川河川改修事業	施工地名	大崎市、美里町、涌谷町
当面の整備方針及び事業計画			
・下流部の支川である佐賀川においては、水門より上流部において河川改修を実施し、百々川においては、河道掘削を実施し、治水安全度の向上を図る。			
当面の整備区間を示した図面			
概 略 平 面 図			

(参考資料4)

費用対効果分析算定結果

